

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第4回朝霞男女平等推進審議会	
開催日時	令和6年3月22日（金） 午後2時から午後3時まで	
開催場所	朝霞市役所 大会議室（奥）	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員11人（小島委員、星名委員、奥ノ木委員、内山委員、金子委員、久慈委員、栗山委員、土佐委員、兼本委員、川村委員、島根委員） 欠席者2人 岩上委員、金井委員 事務局4人（西内課長、山木課長補佐、吉田主任、熊谷主任）	
議題	1 第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について 2 その他	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント</li> <li>・資料2 朝霞市男女平等に関する市民意識調査（案）</li> <li>・資料3 朝霞市男女平等に関する事業所アンケート（案）</li> <li>・資料4 市民意識調査追加質問（案）（困難女性支援法関連）</li> </ul>	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長・副会長による確認	
傍聴者の数	傍聴者0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

- ・出席委員数報告
- ・会議公開及び傍聴希望者の確認
- ・配付資料の確認

◎ 議事1 第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について

○事務局(吉田)

資料1の方をご覧いただきながら、こちらの方からご説明させていただきます。

最初に、前回ご欠席の委員の方もいらっしゃいますので、1月の前審議会での内容につきまして、振り返りも含めて簡単にご説明をさせていただきます。大きく二つの点についてご説明などをさせていただきました。

まず1点目として、本市の男女平等施策を計画的に推進する上で、策定していきます朝霞市男女平等推進行動計画についてです。本日配布資料としておりませんが、こちらの冊子ですね、現在の計画になります。第2次朝霞市男女平等推進行動計画になりますが、平成28年度から10年間の計画となっており、令和7年度で終了することになります。このため、令和8年度から令和17年度までの10年間を期間とする、第3次朝霞市男女平等推進行動計画を、令和6年度と令和7年度の2ヶ年で策定することについてご説明させていただきました。

2点目として、今申し上げました計画の策定を今後行うにあたり、本市の男女平等施策に関する現状や、また新たな課題などを把握していくため、18歳以上の市民2000人を対象にした市民意識調査と、市内の10人以上の従業員がいる150社を対象にした事業所アンケートの内容についてご説明させていただきました。意識調査およびアンケートの内容については、委員の皆様方から様々なご意見などをいただいたところでございます。持ち帰らせていただいた点などについては、資料2および資料3を用いまして、後ほどご説明をいたします。

策定までの主なスケジュールですが、令和6年8月から9月ごろに市民意識調査と事業所アンケートを実施し、令和6年度の年度内には集計結果の取りまとめを行います。翌令和7年度は、計画の具体的な内容や施策目標の検討等を行い、同年9月を目途に素案を作成します。その後、パブリックコメントの実施を経て、令和7年12月に計画案を取りまとめ、令和8年3月の策定完了を予定としております。以上が前回までの概略となります。本日は前回に引き続き、市民意識調査と事業所アンケートを中心に、ご意見ご提案をいただければと思います。

では、アンケートの具体的な内容に入る前に、先ほどご説明した資料1をご覧いただきながら、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について説明したいと思います。本市の男女平等推進行動計画は、男女共同参画社会基本法に基づく計画のほか、DV防止法や女性活躍推進法など、男女に関連する法律に基づく計画として各種施策を位置づけて策定されています。次期第3次の行動計画については、これらの法律に加え、資料の来年度から施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画も含めたものとして、策定することとしております。このため、本法律の概要や法律施行による市の取り組みについてもご説明させていただき、それらを踏まえて、アンケートの内容について議論いただければと思います。この資料1ですが、こちらは厚生労働省作成の資料となり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援新法とも言われているものになりますが、そのポイントとなっています。本法律は、困難な問題を抱える女性に寄り添い、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指すための法律として議員立

法により、令和4年に制定されました。これまで女性を対象にした根拠法としては、昭和 31 年に制定された売春防止法の中での、要保護女子の保護更生を図る事業として始まって以来、一度も抜本的な見直しがされていませんでした。さらに、女性をめぐる課題は、タイトル下の枠の中にある通り、生活困窮、性暴力、性犯罪被害をはじめ、DVなどの家庭の問題、そして、お金の問題など、多様化、複雑化、複合化している状況にあります。このような課題に対応する根拠法として、売春防止法では制度的に限界となっていました。そこで、資料の右側の図の通り、売春防止法から婦人保護事業を切り離し、官民一体という視点を取り入れた新たな支援として、女性の福祉に特化した本法律が制定されました。本法律の施行に伴い、資料下にありますように、各都道府県に設けられていた婦人相談所が、女性相談支援センターに、婦人相談員が女性相談支援員に、婦人保護施設が女性自立支援施設に名称が変更されます。県は困難な問題を抱える女性への支援に関して、中核的な役割を果たすものとして重層的な支援を行っていくこととされています。埼玉県の詳細な説明は割愛させていただきますが、今後、県のホームページにも変更点などが更新されるとのことです。一方で、市は支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たすこととなります。現時点での市の具体的な取り組みとして、主に3点あります。まず1点目が、冒頭でも説明させていただいている計画の策定です。埼玉県でも現在、困難な問題を抱える女性支援基本計画を策定しているところであり、今月中に公表される予定となっております。今後、埼玉県の計画を勘案して定めることとしており、適時皆様方にご報告させていただきながら、計画の策定に向けてご意見を賜りたいと存じます。次に2点目として、相談窓口の関係です。現在、様々な悩みを抱える女性の相談窓口として行っている女性総合相談員を、本法律で規定する女性相談支援員として雇用形態も会計年度任用職員として任用するとともに、相談時間については、これまでの午前10時から午後3時までとしていたものを午前10時から午後4時までと、1時間増やしたものとしていきます。最後に3点目として、問題解決に向けた支援を行うため、現在、庁内の関係課や児童相談所、警察等の関係機関で構成されている朝霞市DV対策ネットワーク会議を、本法律で規定する支援調整会議として位置付け、対象者の実態把握や情報共有を図っていきます。今後、他の自治体での取り組みなどについても情報収集しながら、困難な問題を抱える女性への支援について取り組んでまいりたいと考えております。以上が、困難な問題を抱える女性への支援の関連する概要、また市の主な取り組みになりますが、前述した女性の支援について、今後市としても取り組んでいく必要、また計画に落とし込んでいく必要があることも踏まえ、市民意識調査の中にも関連する質問を入れ込んでいきたいと考えます。詳細な質問内容などは改めて熊谷の方からご説明いたしますが、まずは前回の振り返り、また困難な問題を抱える女性への支援に関する法律についての説明をさせていただきます。資料1につきましては以上でございます。

○栗山議長

ありがとうございます。ただ今、事務局の方からですね、資料1等につきましてご説明がありましたけれども、今の事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見、ご不明な点などございましたら挙手をお願いしたいと思います。

ないようであれば、事務局のほうからですね、次の説明をお願いいたします。

○事務局(熊谷)

ではまず前回ご意見がありました内容や、事務局からの訂正事項について最初4点ほどご説明させていただきます。

1点目ですけれども、事務局からの訂正事項がございます。前回、事業所アンケートについて、10人以上300人以下の事業所を対象としていると発言させていただきましたけれども、再度確認しましたところ、上限は設けておらず、10人以上の事業所に対して、無作為抽出しているとのことでしたので、訂正させていただきます。失礼いたしました。

続きまして2点目ですけれども、年代や居住地、居住年数について加味した方が良いのではないかとご質問、ご意見がございましたのでお答えいたします。年代につきましては、発

送の段階で、5 歳刻みで無作為抽出を行う予定としております。また居住年数ですけれども、地区によって長く住まわれている方が多い地区もございますので、対象地区を全地区万遍なく抽出させていただくことにより、対応させていただきたいと考えております。

それから3 点目ですけれども、サンプル数についてのご意見がございましたのでご回答いたします。総務省統計局の資料から、標本調査は信頼水準 95%として調査の設計をされているため、当市母集団からは、サンプル数 400 程度あれば妥当であると想定されます。また、過去の報告から平成 17 年が回収率が 35.3%、平成 22 年は 43.3%、平成 27 年は 35.7%となっておりまして、配布数 2000 あれば回収率 20%と見積もっても、400 は回収できると想定いたしまして、配布数は妥当であると判断いたしました。

最後に 4 点目ですけれども、近隣市と共有しながらアンケート調査をしてはどうかのご意見がありました。策定期間がですね、各市異なっている部分もございますので、同内容というわけにはなかなかいかないところもございます。新座、志木、和光が行っている市民意識調査に関しましては、見比べながらアンケートのほうは検討しておりますので、そちらの方で対応させていただきたいと思っております。

それではですね、資料の方の説明に移らせていただきたいと思います。まず資料 2、市民意識調査をご覧ください。前回、ご意見いただきましたところや、今回修正を加えましたところを中心に説明いたします。

まず 1 ページ目の、四角で囲まれたご記入にあたっての注意事項、1 番のところをご覧ください。波線部分が引かれているところですね。そこを見ていただければと思うんですけれども、前回の会議でセンシティブな質問という表現を使用しておりましたけれども、より具体的に暴力の被害等をうかがう内容であるということ、また、答えにくい質問には回答しなくても大丈夫であるということ盛り込ませていただきました。

続きまして 3 ページ目をご覧ください。こちら前回会議でご意見いただきました、問 4 の選択項目で、5 番、6 番、父親・母親のどちらと暮らしているかが明確になるように選択肢を分けさせていただきました。

続きまして 16 ページをご覧ください。問 26、男女平等を進めるために、行政がどのようなことに特に力を入れるべきかと思いませんかという質問の選択肢を、前回よりも少し具体的な項目内容に変更いたしました。

続きまして資料3、事業所アンケートをご覧ください。事業所アンケートは、前回案よりも追加している項目がございますので、ご説明いたします。

まず、5 ページをご覧ください。問9では、女性管理職を増やすために具体的に行ったこと、問10ではポジティブ・アクションに関することを追加しております。

続きまして 6 ページ目です。問11の女性の管理職の起用や目標に関わる課題や、問14、平均賃金に関する質問を追加しております。

続きまして 8 ページ目です。問28、男性の育児休業取得に関する課題を追加しました。

続きまして、10 ページ目です。問42では、前回ご意見がありました朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知状況について伺う質問を加えさせていただきました。問 43 からは、ワーク・ライフ・バランスに関する質問を前回より増やしております。

続きまして 12 ページです。問 51 では、市民意識調査でも聞いている同内容を追加させていただきました。以上が事業所アンケートになります。

そして資料 4、こちらをご覧ください。市民意識調査追加質問案というもので、こちらは困難女性支援法に関わる追加質問となっております。

市民意識調査の中に今後、こちらを追加する予定としておりまして、質問内容といたしましては、自分自身がほっとできる居場所ですとか、相談ができる人がいるのかどうか。また、自分自身ですとか周囲の人を含めて、どんな困りですとか、悩みを抱えているのか、またその困ったときには、適切な相談窓口を知っているのかどうかなどを尋ねる質問を入れさせていただきます。

た。

アンケート項目については以上となります。

最後に昨日行われました、男女平等推進庁内連絡会議幹事会で出されました意見が、2点ほどございましたので付け加えさせていただきます。

1点目は、市民意識調査の性別を問う質問に対しまして、性自認として答えるのか、戸籍の姓で答えるのかなどの意見が出ました。事務局といたしましては、ここは性自認として捉えている性別で答えていただく方向で今考えております。

2点目は、事業所アンケートのハラスメントを問う質問で、ハラスメントと広くしてしまうことで、回答しにくくなるのではないかという意見が出されました。事務局といたしましては、ハラスメントの補足を入れることで、対応させていただきたいと考えております。事務局からは以上です。

○栗山議長

ありがとうございました。資料の2、3、4のご説明が事務局よりありましたけれども、このことにつきまして、特に資料4につきましては、困難女性支援法に関して、新しい分野なんですね、困難な女性というのは、何をもちて困難な女性というのか、捉え方によっていろいろ変わってくると思うんですけども、少なくともこの法律が施行されるわけでございます。そういったものの内容を踏まえた上で、このアンケートの案に、それぞれの部門に分けて、個人用、事業所用、資料2、3、4に書いてある通りですね、これからお願いするというところでございます。ですから皆様がですね、自分がアンケートを答える立場というのを頭に描きながら、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひしたいと思ひますので、挙手をもつてお願ひいたします。どなたかございませうでしょうか。はい川村委員さんどうぞ。

○川村委員

内容のことというよりは、回答の仕方について、自分もやってみたときに回答に困ったところがあったんですね。市民意識調査の、4ページの問8のところなんですけど、ここに挙げられている項目の、誰が主にやっているか丸をつけるやつなんですけども、1番から8番までは、どのご家庭でもある事柄と思うんですが、9番から以降はそれぞれだと思うんですね。例えばうちは、身近に介護する高齢者がないので、どこに丸付けたらいいのかなってちょっと悩んだんですね。他の質問のところでは、ないとか全くないとかっていう項目があつて、どこかしらに丸つけられたんですけど、ここだけなくて、例えばやる必要がないとか、行ふ必要がないとか項目を設けるのか、補足で該当のない場合は飛ばしていいとか何かあつた方がいいんじゃないのかなと思ひました。以上です。

○栗山議長

川村委員さん、ありがとうございました。それについて事務局のほうからご説明お願ひいたします。

○事務局(山木)

問8のところですよ。該当しないとかやつてないとかっていう場合は、ちょっと書き方がわからないんじゃないかということで、おっしゃる通り、確かにそういうふうなところがあると思ひますので、ちょっとこの部分については、やつていないなどの表記を追加して作つていきなというふうに思ひますので、ありがとうございました。助かります。

○栗山議長

川村委員さん、よろしいですか。今の回答で、貴重なご意見、ありがとうございました。他に何か。遠慮なくおっしゃつていただきたいと思ひます。アンケートの内容、あるいは提案とかいろんな角度から皆さんのご意見をお聞きして、事務局も対応すると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○小島委員

それでは、資料4の問5のところなんですけども、誰に相談しましたかというところって、

職場かバイト先か、学校以外のっていうようなイメージで捉えていいんですか。ちょっとその辺のところが職場っていうワードが入った方がいいのかなって感じました。

○栗山議長

事務局、お願いいたします。

○事務局(山木)

職場という項目を入れた方がいいんじゃないかということで、おっしゃる通り、確かに職場というところがあってしかるべきかなと思いますので、ご指摘のとおり職場というようなところで、選択肢を一つ追加したいと思います。ありがとうございます。

○小島委員

資料4というのは、事業所のアンケートには入ってこない質問なんですか。

○事務局(山木)

そうですね。こちらの方については、市民意識調査の中に入れるものなので、事業者さんという概念ではなくて、先ほど申し上げた困難な問題を抱える女性、若年女性がイメージされているんですけど、私たちとしては若年だけではなく、市民一般として対象にお送りさせていただきたいものですので、事業所というより市民の方は居場所がどこかというようなところを伺いたいなというふうに思っております。一応最終的にはこの資料2と合体したもので最終的には発送したいというふうに考えております。

○小島委員

企業の中にも困難な女性というのはいる可能性があり、職場の中にもいるかなと思って、事業所アンケートもこれと同じじゃなくても、このような質問というのは、困難な女性のことについて周知できるのかなと思うんですけど。

○事務局(山木)

確かに職場の中にも、そういった対象者がいることも想定されますので、入れる方向で検討したいと思います。最終的には、来年度、市民意識調査・事業所アンケートにあたりましては、計画策定について委託業者と打合せしながら作っていきたいと思っておりますので、当然他の市町村でのやり方だったりもあると思っておりますので、今の部分も押さえながら、発送前に報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○栗山議長

今回、市民意識調査追加質問案、資料4なんですけれど、困難女性支援法に関連したアンケート調査ということで、新しいものに対する質問なんですね。これちょっとご覧になっていただいて、支援法自体が皆さんわかってないかもわかりませんが、情報とか資料とか入ってないですかね。

○事務局(山木)

本日の資料でお配りはしてなくてですね、法律自体は令和4年に制定されておりますので、条例はできております。

○栗山議長

アンケートを見ますと、困難女性を支援すると。困難女性の定義というのがちょっとまだご理解いただけないかと思うんですけど、この部分が新しい分野でございますので、何かありましたら遠慮なくお願いします。

○金子委員

市民意識調査と事業所アンケート案を読ませていただきましたけれど、わかりやすく優しい言葉で書いてあるんですね。ですから事務局の方大変ご苦労されたなと思っておりますけれども、素晴らしい出来上がりだと思っております。以上です。

○内山委員

資料4の問の5なんですけど、この選択肢が人と場所が混在しているんですね。本来は、父、母、兄弟というのと、警察署とか市役所というのは、場所なのか統一したほうがいいかなと。

特に15のお医者さんとカウンセラーさんは違うので、これは一緒にしない方がいいと思います。医師に相談するかカウンセラーに相談するかは、立場が違う方だと思うのでそこを分けたり、あと、問9番の、バイト先はアルバイト先。よくアンケートとかスマホとかバイトって書かれるんですけど、正式なアンケートだと、スマートフォン、アルバイトと丁寧な省略しないのを使うのがいいんじゃないかなと思います。このアンケート、確かに警察官と書くのも変だしなど、なんていう選択肢にしたらいいかと思いつつ聞いていました。

○栗山議長

ありがとうございます。貴重なご意見。どうぞ事務局。

○事務局(山木)

すいません、ご指摘の通りだと思いますので、問5のところ、誰にと聞いていますので場所じゃないと思います。他の市町村のものを参考にしながら作ったのが正直なところですので、今ご指摘のところも含めましてまた精査していきたいなと思います。言葉のところも確かにアルバイトですとか正式名称にすべきだと思いますので、ご指摘ありがとうございます。

○栗山議長

ありがとうございます。私のほうからよろしいですか。新しい質問の中に、問5に、問4で相談したと回答した方、16くらいの相談箇所が載ってるんですけど、ちょっと残念だなと思ったのが、私、人権擁護委員を30何年やっておりまして、毎週月曜日人権相談っていうのがあるんですけども、これは全国的に行われているところで、そのアンケートの結果が法務局を通じまして法務省の人権擁護局に伝わるわけです。朝霞では、かなり少ないんですね。この13の、民間の相談機関・団体、何をもって民間とするのか。朝霞にも5人の人権擁護委員がおりまして、相談所に来る人は多い時で2件くらい、それくらいしかないんですね。国のほうで認めている相談機関というのは、保護司さん、民生委員さん、人権擁護委員という形なんですね。保護司さんというのは、裁判所から任命されて、犯罪を起こしたら月に1回保護司さんのところへ行って相談をする。民生委員さんの場合は、いろんなところに寄って相談を受けたりする。人権擁護委員の場合には、あくまでも受けるのを待つだけなんですよね。ですからあまり浸透していないかなと感じたんですね。人権擁護委員というのは、市議会の議員の賛成をもって法務省から委嘱されているんです。市議会の同意を得るのは人権擁護委員しかないんですよ。それだけ法務省と直結している機関なんです。そういったことが全然出てこない寂しいんですけども、そのへんもうちょっと大きく捉えてくれてもいいのかなという提案なんですけれども、どうですか。

○事務局(西内)

ありがとうございます。確かに人権擁護委員さん、5人の方が市内にいらっしゃいますので、市役所の人権相談を通じて、相談される場合もあると思いますので、追加したいと思います。あと、地域の民生委員さんに相談される方もいらっしゃると思いますので、その項目も追加するようにしたいと思います。ありがとうございます。

○栗山議長

人権に関する相談というのは、結構多いんですが、どこへ相談していいのかわからないんですよ。人権擁護委員もあまり知られていないのかと寂しい気持ちもあるんですが、やっていることは非常に重要なことなんですね。人権擁護機関で1番熱を入れているのが、子どものミニレターというもので、親にも相談できない先生にも相談できない、そんなとき悩みを手紙に書いて直接法務省に出すというのが、数が多いんですね。ミニレターは各学校に用紙が配布してあるんですね。自分で書いて法務省に郵送するというやり方なんですね。

○事務局(山木)

いろいろな相談ができる場を、広く周知する必要があると思っています。今回の市民意識調査に回答いただく人の中にも、いろんな悩みを抱えていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思います。文末の18ページになるんですけども、こちらに本調査に回答後、不安な気持ちに

なったり、話を聞いてもらいたくなったら、女性センターの電話相談の窓口が載っているんですけど、ここに人権相談の窓口とかですね、県の窓口だったりそういったところも、アンケートを行うとともに、情報提供、周知させていただくことも必要かなと考えています。改めて改訂させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○栗山議長

他にどうですかね。土佐委員何か。どうぞ。

○土佐委員

土佐でございます。よろしくお願いいたします。事業所アンケートの 11 ページなんですけれども、事業主行動計画の策定についての下なんですけど、私もちょっとよくわからなくて詳しいことを教えていただきたいんですけれど。これはもちろん策定はあるかと思いますが、えるぼし認定、プラチナえるぼし、それにくるみん認定、トライくるみん認定、私もこれは何か？と思って調べてはみたんですけど、例えばこれ、朝霞市で認定されている事業所ってどのくらいあるのか。また、メリットがあるようなんですね。なのでそこをちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○事務局(山木)

どのくらいの事業所があるかということなんですけれども、具体的な事業所数がどうなっているのか把握できておりませんすみません。こちらは市の制度ではなくて、国とか県とかの制度になってしまうので、調べられる範囲でわかれば次回の審議会で答えさせていただければと思いますが、ちょっと現状では数値を持ち合わせていません。

○土佐委員

例えばこれ、知らないに丸をしたら知らないで終わっちゃいますよね。

○事務局(山木)

この下に、えるぼし認定は何か、くるみん認定は何か、認定とは、メリットとは、わかりやすく補足すべきというご意見を伺いましたので、直させていただければと思います。数については、すいません。

○栗山議長

ありがとうございます。帰宅してもう一度読み直して、聞きたいことやこうしたらどうかということがございましたら、遠慮なく事務局へ直接お話ししていただければと思います。事務局、そういった対応でよろしいですね。

○事務局(山木)

はい、結構です。

○栗山議長

直接メールなり電話なりしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、この議案につきましては終わりにしたいと思いますけれど、よろしいですか。その他ということで、事務局よりお願いいたします。

○事務局(山木)

その他ということで、先ほどと関連することもあるんですけど、困難な女性支援に関する法律、来年度施行ということで、正直私たちもどういった方々が窓口に来られるのか、手探り状態といえますか、どういった方を想定しているのか非常に難しい問題と思います。

いろいろな資料などを見ますと、リストカットをしてしまう方ですとか、ヤングケアラーとして問題を抱えている人、マッチングアプリを利用したことによって性被害にあってしまったとか、そういった困難な問題を抱える女性が対象となっております。私たちとしましては、そういった方への支援の入り口として、女性センターで行っております女性総合相談、これを支援へつなぐ役割としていきたいと思っております。来年度になると思いますが、改めて審議会の中でこういった相談がありましたとか、こういった悩みを抱えている方がいらっやった、そういったところを皆さん方にご報告させていただきながら、よりよいアンケートを作成していきたいと思っていま

す。もう一点、事務局が考えておりますのが、18歳以上の方向けのアンケート、また事業所アンケートでは大人を対象にしていますが、法律で求めております若年女性が大きく上げられておりますので、未成年の女性が困っているという状況もありますので、事務局としましては、小学生ですとか中学生、高校生といったところ、全学年はなかなか難しいところもあるかもしれませんが、アンケートの形をとって、何が困っているか、どういった居場所があるのか、どういったことを必要としているのか、そういったところを今後の計画に盛り込んでいきたいと思っていますし、また改めて皆さん方に来年度開催の審議会でご報告、質問もいただいておりますので、それも含めてご説明させていただきたいと思っております。事務局からは以上です。

○栗山議長

ありがとうございました。他に何かございますか。

○内山委員

今、最後におっしゃってくださった子どもへのアンケート、大事だと思いますので、私、もともと養護教諭で保健室の先生をしていましたので、今、学校で何かアンケートをするって非常に敷居が高いんですね。しかし、市から教育委員会、教育委員会から各学校にとおろしていただければ、もちろん自由参加で答えなくもいいよっていうのを大前提として、子どもたちの生の声を聞いて、本当にどこに何を求めているのかっていう実態から始めてスタートするのがいいと思いますので、市という公のところで教育委員会と協力していただいて、アンケートを作っていたらとすごくいい意見が出ると思います。ご協力しますので、よろしく願いいたします。

○栗山議長

兼本委員さん、いかがですかね。

○兼本委員

非常に練られた案だと思っておりますので、引き続き進めていただければと思います。また進捗等をお伺いできれば幸いです。

○栗山議長

ありがとうございます。皆さんの貴重なご意見がたくさん出て、ご協力ありがとうございます。議事録の手續きにつきましては、時間的な問題もございますので、会長と副会長に一任するというご承のほどよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員全員

了承

○栗山議長

ご承いただきました、ありがとうございます。

皆様のご協力によりまして、審議はすべて終了となりました。ここで議長の座を降ろさせていただきます。円滑な進行につきまして、皆様のご協力に感謝いたします。本日はありがとうございました。

○事務局(山木)

以上をもちまして令和5年度第4回、朝霞市男女平等推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。